## 仙北市移住支援一時金事業費補助金 Q&A

Q1:現在、仙北市の空き家バンク制度に情報利用者登録をしていますが、平成28年3月中に賃貸契約を締結し、4月1日以降に住民登録した場合は補助金の対象となりますか。

平成 28 年 4 月 1 日以降の住宅取得や賃貸契約による住民登録が条件となるため、 3月中に賃貸契約を締結した場合は対象となりません。

また、住民登録と住宅取得(あるいは賃貸契約)が同年度となる必要があります。

例: 平成 28 年度 平成 28 年 4 月 1 日~平成 29 年 3 月 31 日

Q2:現在は岩手県在住で、平成28年6月に仕事の関係で仙北市に転入する予定です。 住居は市内のアパートを探しています。補助金の対象になりますか。

転勤による一時的な住民登録は対象になりません。

仙北市の空き家バンク制度の利用情報者登録をしている方で、仙北市に定住する意思 がある方が対象となります。

Q3: 仙北市の空き家バンク制度の利用情報者登録をしている家族です。3年前に仙北市を転出し、28年5月に、再度仙北市に転入してきました。転入日と民間住宅の契約日は平成28年4月以降ですが、補助金の対象になるでしょうか?

連続して5年以上市外で生活した後に仙北市に転入した方が対象となるため、補助金の対象となりません。

Q4:市外で10年以上居住していましたが、平成28年10月に仙北市に戻る予定です。 転入予定の住宅は、父名義の空き家ですが対象になるでしょうか。

## 【住宅取得の場合】

親族所有の住宅を取得する場合は、相続と考えられるため補助金の対象となりません。 【賃貸契約の場合】

親族が不動産の賃貸を業として行う場合には対象となります。ただし、家賃の額が他の入居者と比べて不相応に低廉に設定されているような場合は対象となりません。

※どちらの場合も、仙北市の空き家バンク制度の利用情報者登録をしていただく必要があります。

## 仙北市移住支援一時金事業費補助金 Q&A

Q5: 仙北市の空き家バンク制度の利用情報者登録をしている市外在住世帯で、平成2 8年8月から仙北市の公営住宅に居住します。補助金の対象になるでしょうか。

転勤による一時的な住民登録でなければ対象となります。

Q6: 補助金返還の免除要件となる「止むを得ない事由」とは、どのようなものですか。

「止むを得ない特別な事由」としては、次のような場合の転出又は住宅の売却が考えられます。

- ①生計維持者の死亡、長期入院等により生活の維持が困難となった場合
- ②転勤により居住することが困難となった場合

Q7: 予算の範囲内とありますが、予算を超過した場合はどうなりますか。

予算を超過した時点で受付を停止します。

受付順は消印等によらず、担当部署が受け付けた順番となります。